

平成21年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成21年度第1回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成22年1月22日(金) 午後3時00分～4時50分
場所	宇治市役所7階 703会議室
出席者	<p>(委員) 市川会長 松岡委員 尾形委員 近藤委員 中筋委員 保田委員 柴田委員 吉田委員</p> <p>(事務局) 梅垣市長公室長 倉谷広報課長 上道広報課主幹 玉井広報課主任 堀井広報課主任</p> <p>(実施機関) 野田健康福祉部国保年金室長兼年金医療課長 富治林年金医療課国民年金係長 西村総務部納税課長 神谷納税課管理係長 木村水道部営業課長</p> <p>(傍聴者) 1名</p>
1	開会
2	市長公室長 挨拶
3	<p>本日の手順について説明(事務局)</p> <p>本日の審議事項及び配布資料について説明した。</p>
4	<p>審議事項 年金記録確認調査への協力における個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 概要説明(事務局)</p> <p>事務局より、資料1に沿って、年金記録確認調査への協力において取り扱う個人情報について諮問及び説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(委員) 今回の年金記録確認調査を行う上で調査対象者名簿を日本年金機構から受理するということであるが、これは、今回の諮問事項ではないが、条例第5条第4項第5号に基づき、審議会に意見を聴くということによいか。</p> <p>(事務局) 調査対象者名簿の受理については、本人以外からの収集例外類型事項05に該当すると思われるので、諮問事項には挙げていない。</p> <p>(3) 概要説明(実施機関)</p> <p>担当課より、資料2に沿って、年金記録確認調査への協力における個人情報の取扱いについての概要について説明を行った。</p> <p>(4) 質疑応答</p> <p>(委員) 日本年金機構に個人情報を提供するのは、あくまで本人同意を得た人だけの分なのか。</p> <p>(実施機関) 提供する個人情報としては、年金記録確認を行う担当課が電話や訪問調査など</p>

を行い、年金記録の確認及び日本年金機構への個人情報の提供の同意を得る予定である。今回諮問している内容は、本人に連絡がとれなかった等の理由で個人情報の提供の同意が得られなかった者について、担当課が確認できた電話番号や住所を日本年金機構へ提供する必要がある。

(委員) 名古屋市では年金記録確認調査を行うことによって成果を得たとあるが、国民健康保険だけではなく、介護保険や後期高齢者医療保険の被保険者情報を合わせると、年金記録を確認できる可能性が高いのか。

(実施機関) 調査対象者が住民基本台帳に記載されている住所以外の場所に居住している可能性もあり、そのような情報を利用すれば確認できる可能性が高くなる。具体的には、保険料の徴収情報などに記載されている情報である。

(委員) 今回の宇治市における調査対象者は80名とあり、その内訳は年金特別便に「訂正なし」と回答した者又は未回答の者とあるが、どちらが多いのか。

(実施機関) 提供される調査対象者の中身については、現在具体的にはわからない状況である。

(委員) 個人情報の提供について確認したいのだが、提供の根拠としては条例第8条第1項第2号に基づくものと、条例第8条第1項第5号に基づくものの2つがあるということであるのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 資料2に添付されている覚書、要領、要綱などは相手方が作成したものと思われる。資料2のP11に、個人情報の漏えいや事故が発生したときに、宇治市管理責任者が社会保険事務局担当者に報告するとあるが、社会保険事務局において個人情報の漏えいや事故が発生したときのことが書いていない。このような片面的な規定はおかしいのではないか。

(実施機関) この覚書、要領、要綱などは、社会保険庁から送付されてきた後に内容の精査を行い、覚書の解除規定などを修正した。今後年金記録確認調査の事務を行うに当たり、再度内容を検討していきたい。

(委員) 資料のP5からP9までについては、宇治市と相手方の両方が対等になった条文になっている。

(委員) 今後年金記録確認調査の事務を行うに当たり、再度文章の調整をしてほしい。

(5) 審議

(会長) 年金記録確認調査の事務に協力する必要性は高いと思われるので、個人情報の目的外利用及び提供の例外を認める方向でどうか。それでは、答申案について事務局から説明をお願いしたい。

事務局より「年金記録確認調査」への協力における個人情報の取扱いについてに対する答申案の説明を行った。

- (会 長) この答申案の論点は二つある。一つは本文の相当の理由があるという部分と、もう一つはなお書を付けるかどうかという点である。
- (委 員) なお書の同様の事務という部分についても、これで答申の内容がはっきりわかるのかが問題である。
- (委 員) 今までの個別承認による答申ではどのようになっていたのか。
- (事務局) 過去には平成20年度第3回の個人情報保護審議会で、「定額給付金給付事業」及び「子育て応援特別手当支給事業」における個人情報の取扱いについて個別承認の答申をいただいたのが初めてである。
- (委 員) よくわからないのであるが、今回の個人情報の目的外利用・提供については、例外類型事項02に当てはまらないのか。
- (事務局) 今回の社会保険庁長官からの調査依頼が国民年金法の根拠に基づかないものであるため、提供の例外類型事項02に当てはまらないと考えている。
- (委 員) その点がやはりよくわからない。
- (事務局) 社会保険庁長官からの依頼文があるので、それを配布させていただく。
- (委 員) この依頼文には、国民年金法に基づく調査という記載がないが、社会保険庁はこれにより市町村に年金記録確認調査事務を行うよう依頼しているということであろう。
- (委 員) 国民年金法に基づく依頼・回答であるとして、目的外利用・提供の例外類型事項02を適用してもよいように思える。
- (委 員) いたずらに審議会による承認事項を増やすのもどうかとは思う。
- (委 員) 社会保険庁は年金記録問題やその他の点でいろいろと不手際を指摘されていることから、国民年金法108条に基づいて市町村に報告を求めることは高飛車と思われるので、とりやめたのであろうか。実際のところはわからないが。
- (会 長) 今回の社会保険庁長官からの調査依頼が配布された依頼文のような内容であるため、新たに個人情報の目的外利用・提供の個別承認を行うこととする。それでは、答申案の文言について検討する。条例第7条第1項第5号の規定は、「相当の理由がある場合」と「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」の2つの要件が必要となっている。今回は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるので、「相当の理由がある」という部分の後ろに「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害されるおそれがない」という文章を入れてはどうか。
- (委 員) それでよい。
- (会 長) 次になお書の部分であるが、今後年金記録確認調査を依頼される可能性があるということなので、このなお書も付けることとするがよいか。
- (委 員) なお書の「同様の事務」を「同様の年金記録確認調査事務」としてはどうか。その方がより具体的でわかりやすい文章となる。
- (会 長) それでは以上を踏まえて、答申文としては、「諮問のあった個人情報の目的外利用及び提供については、相当の理由があり、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害さ

れるおそれがないと判断されるため、妥当であると認められる。なお、今後本件と同様の年金記録確認調査事務が生じた場合には、本答申にて承認した個人情報の取り扱いを行う限りにおいては、本答申を適用することについて差し支えないものとする。」としてよいか。

(委員) それでよい。

(6) 結論

今回の諮問に対して個別的に承認する旨の答申をすることとなった。

5 報告事項① 京都地方税機構への個人情報の提供について

(1) 概要説明(実施機関)

担当課より、資料3に沿って、京都地方税機構への個人情報の提供について説明があった。

(2) 質疑応答

(委員) 滞納案件に関する個人情報を京都地方税機構へ提供していく方針や基準はどういうものか。

(実施機関) 納期限を過ぎたものをすべて地方税機構へ送付することとなる。生活困窮者の分は送付しないが、それ以外は送付する。

(委員) 滞納額500万円以上とあるが、これは滞納税も含めてのか。

(実施機関) この500万円は本税額のみを指している。

(委員) 情報提供時期については、まず平成22年1月に提供をした後、どのようにしていくのか。

(実施機関) 収納の情報は日々変更するため、その変更された情報を随時送付する。

(委員) 滞納データの提供は媒体で行うのか。

(実施機関) 媒体で送付する。宇治市の滞納データ等を抽出し、それを媒体に格納して、京都地方税機構のパソコンにセットし、京都地方税機構のサーバーにデータを転送することとなる。

(委員) 京都地方税機構は、提供の例外類型事項09の地方公共団体の組合に当たるのか。

(事務局) 広域連合は、地方自治法上の組合であるので、提供の例外類型事項09を適用できると思われる。

(委員) 京都地方税機構は、提供の例外類型事項09の地方公共団体の組合に当たるといことなので、これを適用することができると判断してよいと思われる。

(3) 結論

審議会は、報告事項①につき了承した。

6 報告事項② 個人情報の漏えいについて

漏えいの報告事項が2つあることから、それらの説明を担当課が行った後に、質疑応答を行うこととした。

(1) 概要説明（実施機関）

担当課より、資料4に沿って、宇治市上下水道料金に係る督促状及び催告書の誤送付による個人情報の漏えいについて、国民年金資格取得にかかる国民年金被保険者異動届（申出）書及び添付資料の誤送信による個人情報の漏えいについて並びに個人情報漏えい事案発生後における再発防止のための取り組みについて説明があった。

(2) 質疑応答

(委員) まず、宇治市上下水道料金に係る督促状及び催告書の誤送付による個人情報の漏えいについてであるが、説明文に「いずれも同一人のもの」という記載があるが、同一人に二人分を送付したということなのか。この意味がよくわからない。

(実施機関) 本来通知すべき未納者に督促状及び催告書は送付したのだが、それとは別に、他の未納者の分の督促状及び催告書を同一の封筒に入れて送付してしまったということである。これが今回3件発生した。

(委員) 督促状及び催告書は窓あき封筒で送付しているので、送付先は窓あき部分を見るとわかるはずだが。

(実施機関) 上下水道料金に係る滞納状況が人によって異なるため、一人当たりの送付枚数がそれぞれ異なっている。督促状及び催告書をシステムから打ち出し、それらを未納者毎にセットし、封筒に入れるのだが、未納者毎にセットする時点で他の未納者分の督促状及び催告書も一緒にセットしてしまった。

(委員) 資料には1,490通と書いてあるが、本来は1,493通を送付しなければいけなかったということであるか。

(実施機関) 一人当たりの送付枚数がそれぞれ異なるため、封入作業は非常にややこしいものとなっている。現在は、封入作業に集中できるように、電話から離れた水道営業課の奥にあるスペースで作業を行っている。

(委員) 総送付通数はわかるのか。

(実施機関) 送付人数と督促状及び催告書の枚数は把握している。システムの改善を行い、送付者に対して複数の枚数ではなく、一枚で送付できるようにした。圧着はがきを使用することも考えたが、費用がかかるため、今後も窓あき封筒への封入作業を行うこととなる。

(委員) 送付作業は、1,500通ぐらゐを2、3人で担当して、年1回行っているのか。

(実施機関) 水道料金の請求は2月に1回であるが、川東と川西で請求月が交互になるようにしているため、水道部としては毎月送付作業をしている。

(委員) 誤送付をした本来通知すべき未納者の3人がその後、今回の件を理由に滞納額を支払わなかったという事実はあるか。

(実施機関) それはない。

(委員) 誤送付が発覚したのが4月21日で、広報課への連絡が4月24日となっているが、広報課へ連絡するまでに日が続いている。これはなぜか。

(実施機関) 誤送付が何通あるのかがわからなかったため、その数を把握しなかった。誤送付についての連絡が4月22日以降なかったため、誤送付は3件発生したと判断したうえで広報課へ連絡した。

(委員) 誤送付についての連絡の都度、広報課へ連絡すべきではなかったのか。

(委員) 誤送付が発覚した時点で、個人情報保護についての指導を仰ぐように広報課へ連絡を入れるべきである。

(会長) 宇治市上下水道料金に係る督促状及び催告書の誤送付による個人情報の漏えいについては了承した。次に国民年金資格取得にかかる国民年金被保険者異動届(申出)書及び添付資料の誤送信による個人情報の漏えいについてであるが、質問はあるか。

(委員) 資料には、この件について広報課へいつ報告したのかが書いていないが、広報課へはいつ報告したのか。

(実施機関) 誤送信が発生したのが5月12日の13時頃であり、同日の17時頃に広報課へ報告した。

(委員) ファクシミリは、画面を見ればボタンを押した部分が変わるはずであるが、確認はしていたのか。

(実施機関) ファクシミリの画面上でボタンを押した部分は色が変わる。送信後に通信履歴を確認することもできる。しかし、今回は日常的に行っている事務でもあり、それらの確認を怠った。

(委員) 今回の2件の漏えいは、人的ミスであり、どこの職場でも起こりえる普遍的なことであるので、個人情報の漏えいに関する担当課の対応の仕方を、他の課にも知らしめてはどうか。対応について市全体で共有できる配慮が必要である。

(会長) 国民年金資格取得にかかる国民年金被保険者異動届(申出)書及び添付資料の誤送信による個人情報の漏えいについては了承した。それでは次に、個人情報漏えい事案発生後における再発防止のための取り組みについて、事務局である広報課から報告をお願いしたい。

(3) 概要説明(事務局)

事務局より、資料4に沿って、個人情報漏えい事案発生後における再発防止のための取り組みについて説明があった。

(4) 質疑応答

(会長) これらの取り組みを行い、4月・5月以降は個人情報漏えい事案の発生はない

ということである。宇治市では過去にも単純ミスによる個人情報の漏えいがある。今後も市をあげて個人情報の適正な取扱いに努めてほしい。

(5) 結論

審議会は、報告事項②につき了承した。

7 報告事項③ 平成20年度宇治市個人情報保護制度運用状況について

(1) 概要説明（事務局）

事務局より、資料5に沿って、平成20年度宇治市個人情報保護制度運用状況について説明があった。

(2) 質疑応答

(委員) 請求に係る個人情報の内容の中で「私の」と書いているものがあるが、これはどういうことか。この「私」は請求者本人ということであるのか。

(事務局) 請求に係る個人情報の内容の部分は、請求者が個人情報保護の開示請求申請書に書かれた内容をそのまま記載しているため、このような文章となっている。

(委員) 住民票の写しの交付請求書についての部分開示の部分で個人の生年月日を開示していないということであるが、これは第三者によって住民票を取得されたケースか。

(事務局) このケースは第三者が住民票を取得した事案であった。自己情報を取得した第三者の氏名・住所についての情報は自己情報コントロール権が及ぶとして開示したが、生年月日については不開示とした事案であった。

(3) 結論

審議会は、報告事項③につき了承した。

8 その他連絡事項等について

事務局からは特になし。

9 閉会

(会長署名)